

● 第5章 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する

1 温室効果ガスの排出抑制を推進する

(1) 脱炭素型まちづくりの推進

都市活動に伴うエネルギー消費を抑制するため、集約連携型都市構造の実現に向けた都市機能の集約化（駅そば生活圏の構築）を推進するほか、複数の施設・建物におけるエネルギーの融通といった、地域におけるエネルギーの面的利用の拡大を促進するなど、脱炭素型まちづくりを推進します。

ア 集約連携型まちづくりの推進

都市計画マスターplanに掲げる集約連携型都市構造の実現に向けて、平成30年に本市の立地適正化計画として「なごや集約連携型まちづくりプラン」を策定しました（令和7年改定）。本プランは、都市機能や居住を誘導する範囲や誘導する施設などを定め、鉄道駅周辺に必要な拠点施設の立地誘導や、地域の状況に応じた居住の誘導を進めるものです。

駅そばへの都市機能等の誘導を図るため、令和6年度末時点で、4地区（約1,270ha）の特定用途誘導地区を都市計画決定し、その中で容積率制限を緩和すべきものとして2件の認定を行っています。

イ 低炭素モデル地区への支援・脱炭素先行地域づくり事業の推進

再開発事業など大規模なまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術を率先導入する「低炭素モデル地区事業」として、平成27年2月に「みなとアカルス開発事業」及び「錦二丁目低炭素地区まちづくりプロジェクト」の2事業を認定しました。

平成30年9月に「まちびらき」を迎えた「みなとアカルス開発事業」は、商業施設や集合住宅、エネルギー施設など多様な都市機能の集約を図るとともに、環境に配慮した電力供給システム、熱利用の高度化、電気・熱・情報のネットワークを備えた地域エネルギー・マネジメントシステムの構築により、まち全体で省エネ・省CO₂に取り組んでいます。

「錦二丁目低炭素まちづくりプロジェクト」は、2030年までの「まちづくり構想」を実現するための組織「錦二丁目まちづくり協議会」がグリーン・ビルディング推進プロジェクト、都市の木質化プロジェクトなどの各種プロジェクトチームを結成し、事業者、住民、行政など多様な主体が協働して低炭素まちづくりを進めています。

本市は、それぞれの事業者と意見交換を行うとともに、市内各所へ低炭素なまちづくりの誘導を図るため、パンフレット等によりモデル地区の取り組みを周知しました。

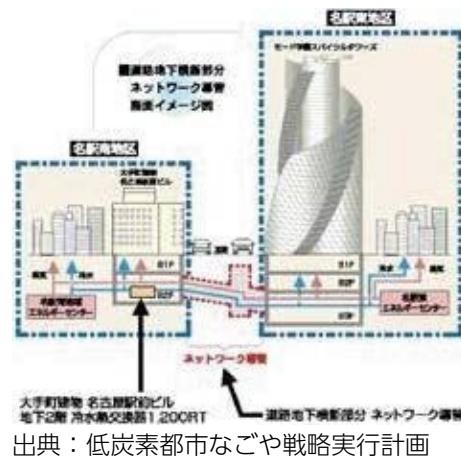
また、「みなとアカルス開発事業」においては、令和4年4月に、2030年度までに電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを目指すとともに地域課題解決に取り組む国の「脱炭素先行地域」に選定されました。2030年度に脱炭素化が実現できるよう民間事業者と共に脱炭素の取り組みを進めるとともに、他地域への波及に向けた普及啓発を行いました。

ウ 地域冷暖房の促進

地域冷暖房施設が都市環境の保全、省エネルギーの推進、都市の防災化などに大きな効果をもつシステムであるという認識のもと、平成5年1月に「名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱」を制定しました。

低層住居専用地域と市街化調整区域を除く本市全域において、延べ面積が3万m²以上の建築物を建築しようとする場合に建築計画の届出を求め、必要に応じて、地域冷暖房施設の整備に関する検討計画を作成するよう通知しています。

令和6年度末時点で、名古屋駅、栄を中心に14地区（約74.1ha）で地域冷暖房の熱供給が行われており、そのうち名駅南地区と名駅東地区がネットワーク化されています。



（2）公共交通を中心に脱炭素型で快適に移動できるまちの形成

移動に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、自動車の都心部への集中緩和や新たな路面公共交通システム（SRT）の導入、歩行・自転車利用環境の整備などを推進するとともに、鉄道駅周辺等の空間における一体的なバリアフリー化の推進や公共交通の利便性向上などにより、公共交通を中心に脱炭素型で快適に移動できるまちを形成します。また、自動運転やパーソナルモビリティ、シェアリングをはじめとした新たな移動手段や、公共交通を中心とした多様な移動手段を連携させ快適な移動を実現するMaaS等の脱炭素に資する新しい技術の積極的な活用により、人がより快適・活発に移動できる最先端モビリティ都市の形成に向け取り組みを推進します。

ア 総合交通政策の企画推進

名古屋市地域公共交通協議会において「名古屋市地域公共交通計画」に掲げる交通施策に関する取組状況の報告や関係者との協議等を行い、公共交通空白地を対象として地域のニーズに応じた移動環境の形成に向けた実証実験等に取り組みました。

イ 交通エコライフの推進

自動車に依存することなく公共交通、徒歩、自転車などを状況に応じて選択してもらい、健康的で環境にやさしい交通エコライフを推進するため、啓発活動や情報提供を実施します。令和6年度は、大学生を対象とした広報・啓発を実施しました。

ウ 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入

SRT（Smart Roadway Transit）は、技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走行する新しい移動手段（Transit）です。

平成28年度末に取りまとめた「新たな路面公共交通システムの導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、関係機関等と調整し、平成31年1月に、実現を目指すシステムの姿を示した「新たな路面公共交通システムの実現をめざして（SRT構想）」を策定しました。

令和6年度は、名古屋駅－栄間での当初運行に向けた、トータルデザイン検討、運行予定事業者との調整や連節バスの製造等を行うとともに、名古屋駅－名古屋城間について、令和8年度の運行に向けて連節バスの発注を行いました。

エ 歩きたくなる都市空間の創出

本市では、令和4年度に策定した「名古屋交通計画2030」において、道路空間の再配分などによる歩行者空間の拡大を行い、人にやさしく歩いて楽しい道路空間を創出することを位置づけています。

令和5年度に策定した「Nagoyaまちなかウォーカブル戦略」に基づき、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちの実現に向けた取組みを進めています。

オ 都心部の駐車施策の推進

自動車の都心部への集中緩和やまちづくりと連携した駐車施策を進めるため、都市計画駐車場のあり方を検討し、駐車施策を推進するとともに、市営路外駐車場の管理・運営等を実施します。

(ア) パークアンドライド施策の推進

都心への過度な自動車交通の流入を抑制し、バスや地下鉄等の公共交通機関への転換を促進するため、本市ウェブサイト等を活用した広報によってパークアンドライド駐車場の利用促進を図ることで、パークアンドライド施策を推進しています。

名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度に基づく駐車場は、令和6年度末時点で1,167台（公共248台、民間919台）を整備・供用しています。

(イ) 市営駐車場の経営

久屋駐車場、大須駐車場、古沢公園駐車場の令和6年度の利用台数は以下のとおりです。

場 所	台 数
久屋駐車場	492,484台
大須駐車場	73,948台
古沢公園駐車場	60,293台

カ 公共交通機関の利便性の向上や機能強化による利用促進

(ア) あおなみ線の利用促進

あおなみ線の安定的な経営のため、沿線地域の魅力発信等の利用促進策を実施するとともに、安心・安全な運行及び将来需要に対応するための方策を検討します。

令和6年度は、あおなみ線沿線施設の魅力発信のため、体験型講座「レゴランド・ジャパン×あおなみ線ツアーズ」や愛知大学と連携して学生目線で魅力スポットを紹介する「あおなみ線沿線マップ～あおなみ線の旅～」を作成するなどして利用の促進を図りました。

(イ) ゆとりーとラインの機能強化

本市北東部の基幹的な公共交通機関であるゆとりーとラインについては、志段味地区のまちづくりが進む中で利用者が年々増加しており、将来の輸送力増強を図るために、現行のガイドウェイバスに代わる自動運転技術を活用した新たなシステムの導入を検討しています。

令和6年度は、自動運転技術の導入に向けて、将来の走行空間を想定した環境で実証実験を実施するとともに、導入にあたり必要な走行路改修の検討などを行いました。

(ウ) リニモの利用促進

本市と東部丘陵線を結ぶ重要な公共交通機関リニモ（東部丘陵線）の利用促進のため各種支援策を実施します。

令和6年度は、ウォーキングイベントなどを開催し利用の促進を図りました。

(エ) 重点整備地区のバリアフリー化の推進

金山駅地区、名古屋駅地区、栄・久屋大通駅地区、大曽根駅地区、瑞穂公園陸上競技場地区において、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的な整備を推進しました。

(オ) 民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進

高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、1日当たりの利用者数3,000人以上の民間鉄道駅舎へ段差解消のためのエレベーターや転落防止のための内方線付き点状ブロックなどの設置を推進しました。

(カ) 駅施設のバリアフリー化

地下鉄駅のエレベーター整備や、可動式ホーム柵の整備、駅ホームと車両の段差・隙間の改善等により、誰もが利用しやすい快適な地下鉄の環境づくりを進めました。

(キ) 市バス停留所施設の整備・改修

照明付標識、上屋、ベンチの整備・改修により、誰もが利用しやすい快適な市バスの環境づくりを進めました。

キ 安全で快適な自転車利用環境の整備と自転車の活用推進

(ア) 適正な自転車駐車の推進と自転車通行空間の整備

歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車等の撤去等を実施するとともに、自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、自転車通行空間の整備により、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的分離を進めています。令和6年度は市道三蔵通等において自転車専用通行帯等や、自転車の交通ルールの周知を目的とした路面表示等、自転車通行空間8.1kmの整備を行いました。あわせて、通行の妨げとなる放置自転車の削減のため、自転車駐車場の整備、自転車等放置禁止区域の拡大を行うなど、自転車の適正利用、駐車マナーの向上が図られるよう努めました。

(イ) 都心部自転車対策の推進

都心部において、歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車対策を推進するとともに、民間主体によるコミュニティサイクルの普及を促進します。

令和6年度には、38台分の自転車駐車場の整備を行い、栄地区7駅においては累計で9,924台分の収容台数を確保しました。

コミュニティサイクルについては、府内ワーキングを実施し、コミュニティサイクル事業者と意見交換を行いました。また、コミュニティサイクル事業者に公共ステーションを提供する社会実験を継続し、コミュニティサイクルの普及促進を図りました。

(ウ) 自転車の活用推進

令和2年度に、身近な交通手段である自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「名古屋市自転車活用推進計画」を策定しました。

令和6年度は昨年度に引き続き、計画に基づき安全で快適な自転車通行空間等の整備をするとともに、関係機関と調整を進め、さまざまな目的による自転車の活用推進について検討を進めました。

また、令和7年度に自転車利用環境向上会議の名古屋市開催を誘致しました。

ク 公共交通機関の省エネルギー化

(ア) 地下鉄施設の省エネルギー化

駅構内の照明を省エネルギー効果の高いLEDに改修するなど、地下鉄施設における省エネルギー化を進めました。

(イ) 市バス施設の省エネルギー化

市バスの標識等の施設の照明を省エネルギー効果の高いLEDに改修するなど、市バス施設における省エネルギー化を進めました。

(ウ) 市バス車両の更新

車両更新時に、最新の排出ガス規制に適合したアイドリング・ストップ付ノンステップバスを導入しました。

(3) 環境にやさしい自動車利用の促進

自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及の促進や、交通流の円滑化の推進など、環境にやさしい自動車利用を促進します。

ア 自動車環境対策の推進

出前講座やイベントにおいて、公用車として導入した燃料電池自動車とプラグインハイブリッド自動車を活用し、市民や事業者に対して、次世代自動車の普及啓発を行いました。

イ 都市計画道路の整備と計画の見直し

(ア) 都市計画道路の見直し

事業未着手の都市計画道路について、重点的、効果的に道路整備を推進するため、変更案の検討や都市計画変更の手続き等を行いました。

(イ) 都市計画道路の整備

交通の円滑化や機能的な都市活動と安全・安心な市民生活の確保を図るため、令和6年度も都市計画道路の整備を推進しました。

ウ 道路と鉄道の立体交差化、橋りょうの整備推進

(ア) 道路と鉄道の立体交差化の推進

地域分断の解消や交通の円滑化を図るため、令和6年度も道路と鉄道の立体交差化を推進しました。

(イ) 橋りょうの整備

渋滞の解消など交通の円滑化を図るとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、令和6年度も都市計画道路や緊急輸送道路等の橋りょうの改築を実施しました。

エ 公用車への電動車の導入促進

令和6年度に、公用車として電気自動車13台、プラグインハイブリッド自動車3台、燃料電池自動車8台、ハイブリッド自動車44台の導入を行っており、令和6年度末現在の市の公用車における電動車の台数は3,017台中285台となりました。

また、令和3年度に更新した燃料電池自動車の実車展示などを実施し、普及促進に努めました。

〈すでに紹介した事業（再掲）〉

- ・エコドライブの促進（52ページ参照）

（4）住宅・建築物の脱炭素化の促進

住宅・建築物における温室効果ガスの排出を削減するため、ZEH・ZEBの普及促進、高効率な省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム（EMS）の導入促進、建築物の環境性能を評価・公表する制度（CASBEE名古屋）の運用、建築物における木材利用の促進などにより、住宅や建築物の脱炭素化を促進します。

ア 住宅・建築物の省エネルギー化の促進

（ア）住宅等の脱炭素化促進

再生可能エネルギーの自家消費拡大やさらなる省エネルギーの推進による住宅等の脱炭素化を図るとともに、災害に対するレジリエンスの向上を図るために、住宅用太陽光発電設備等への補助を実施しています。

令和6年度は太陽光発電設備・蓄電システムまたはV2H（ビークル・トゥ・ホーム）・HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の一体的導入に対して480件、ZEH及びZEHよりも省エネルギー性能の高いZEH+に対して93件、ZEH及びZEH+に併設する蓄電システムに対して53件、V2H充放電設備に対して37件、既設の太陽光発電設備に接続する蓄電システムに対して196件、断熱窓改修に対して109件の補助を実施しました。

（イ）低炭素建築物等の認定・建築物環境計画書の届出

市内の建築物に関して、各種法律による申請に基づき、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素に資する措置が講じている建築物の認定や、省エネ基準の水準を上回る誘導基準等に適合している建築物の認定、また、住生活の向上及び環境への負荷の軽減をはかるため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅の認定を行うとともに、床面積300m²以上の新築・増改築時に建築物の省エネルギー措置を記載した省エネルギー計画の届出の受理等を行いました。さらに、床面積2,000m²超の建築物の新築・増築時に建築物の環境性能を総合的に評価する建築物環境計画書の届出の受理公表等（建築物環境配慮制度）を条例に基づき行い、建築主の自発的な取り組みを促し、普及を図りました。

令和6年度は、低炭素建築物の認定62件、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定2件、長期優良住宅の認定3,445件を行いました。また、建築物環境計画書168件の届出があり、CASBEE「S」ランクなどの公表を行いました。

イ 公共施設の省エネルギー化の推進

令和6年度は、市施設1か所において、空調や照明などの設備機器の設置状況や運用状況を把握する「省エネ調査」を行い、省エネの改善提案を実施しました。

また、市施設の省エネルギー化を推進するため、直管形の蛍光灯約43,000台をLED化しました。

〈すでに紹介した事業（再掲）〉

- ・公共建築物の木造・木質化（83ページ参照）

（5）事業者による省エネルギー対策への支援

事業者の事業活動における温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー設備の導入支援や事業所の規模や業種に応じた支援の実施などにより、事業者による省エネルギー対策を支援します。

ア 省エネルギー訪問相談

事業活動における省エネ対策を促進するため、本市の事業者環境推進員が事業所を個別訪問し、パンフレット等を活用して、省エネルギーに関するアドバイスや情報提供を行いました。また、より詳細な助言が必要な場合には、「なごや省エネ相談窓口」による相談を実施しました。令和6年度は、オフィスビルなどに1,721件の省エネルギー訪問相談を行いました。

イ 地球温暖化対策計画書制度の運用

事業活動における地球温暖化対策の自主的な取り組みを促進するため、環境保全条例に基づき、燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度の使用量が800キロリットル以上（原油換算）の工場・事業場に対し、地球温暖化対策計画書等の作成、届出、公表を義務づけており、令和6年度は、374件の届出がありました。

また、本市のエネルギー管理の専門家である省エネルギー指導員が、同計画書対象事業所を巡回訪問し、地球温暖化対策の確認や助言を行いました。

〈すでに紹介した事業（再掲）〉

- ・環境保全・省エネルギー設備資金融資（33ページ参照）
- ・中小企業省エネルギー設備等導入補助（33ページ参照）

（6）再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靭化をはかるため、太陽光発電設備の設置支援や公共施設での再生可能エネルギーの使用などにより、再生可能エネルギーの導入促進をはかるとともに、市内での導入事例が少ない小水力発電などの調査をすすめ、未利用エネルギーの利活用の促進をはかります。

ア 再生可能エネルギーの導入促進

（ア）再生可能エネルギーの創出の推進（ごみ焼却工場）

本市では、全てのごみ焼却工場において、ごみの焼却・溶融に伴い発生した熱を利用して発電を行い、発電事業者として再生可能エネルギーの創出の推進をはかっています。

また、設備更新中の南陽工場では、高効率発電技術を導入してエネルギーを最大限に発電で活用することを目指し、事業を進めています。

イ バイオマスエネルギーの利活用の推進

(ア) 下水汚泥の固形燃料化

空見スラッジリサイクルセンターでは、バイオマスエネルギーとして下水汚泥を有効利用する下水汚泥固形燃料化施設が令和2年11月に稼働しました。

下水汚泥から固形燃料化物を製造し、近隣の有効利用先で石炭等の代替燃料として活用しました。

(イ) 公園・街路樹から発生する剪定枝の資源化

令和6年度も引き続き、公園樹・街路樹の剪定枝を民間資源化施設において100%チップ化し、バイオマスボイラー燃料として利用しました。

(ウ) エネルギーの有効利用の推進（ごみ焼却工場）

ごみの焼却・溶融に伴い発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、蒸気を利用して発電や工場内の給湯、冷暖房に使用したほか、温水プールや地域センターなどへ電気や熱供給を行い、給湯、冷暖房に使用しました。発電した電力の余剰分は売電しました。

ウ 未利用エネルギーの有効活用の推進

3か所の水処理センターに下水処理水を熱源として利用するヒートポンプ式空調設備を導入しているほか、フラリエ（旧「ランの館」）の空調設備の熱源として堀留水処理センターの下水処理水を活用しました。また、露橋水処理センターの下水処理水を、ささしまライブ24地区に送水し、地区内の地域冷暖房施設において空調設備の熱源として下水処理水を活用しました。

空見スラッジリサイクルセンターでは、下水汚泥焼却炉の廃熱を活用した発電・冷房設備を導入しており、余熱を有効活用しました。

エ 公共施設等への太陽光発電設備の導入

市施設への太陽光発電設備の導入にも積極的に取り組んでおり、原則全ての市施設の新築、改築、増築またはリニューアル改修工事時に設備導入を検討しています。

令和6年度は、西資源センター始め2施設に約45.9kW導入しました。

オ 公共施設への再生可能エネルギー電力の導入

市施設からの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促し、クリーンなエネルギーへの転換に繋げるために、再生可能エネルギー電力を市施設で導入しています。

令和6年度は、名古屋城、科学館、市役所庁舎（本庁舎、東庁舎及び西庁舎等）、東山動植物園（北園エリア）等において、再生可能エネルギー電力を導入しました。

〈すでに紹介した事業（再掲）〉

- ・住宅等の脱炭素化促進（103ページ参照）
- ・環境保全・省エネルギー設備資金融資（33ページ参照）
- ・食用油のリサイクルの推進（73ページ参照）

(7) 水素エネルギーの利活用の推進

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靭化等をはかるため、燃料電池自動車の導入促進や水素エネルギーの普及啓発、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進などにより、水素エネルギーの利活用を推進します。

また、水素社会の実現に向けて、水素発電をはじめとした水素の産業利用や再生可能エネルギー由来の水素供給システムなどの新たな水素関連技術の導入も推進していきます。

ア 燃料電池バスの導入

水素を燃料として走行時に温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない燃料電池バスについて、市バス（試行導入）、なごや観光ルートバス「メーグル」及びポッカレモン消防音楽隊（名古屋市消防音楽隊）（マイクロバス）への導入に加え、令和6年度は、民間バス事業者に対する導入補助（1台）を行いました。

イ 水素エネルギーの普及啓発

市役所に導入した燃料電池自動車を使用して、イベントや避難所運営訓練で展示及び外部給電の実演等を行い、市民の方に水素エネルギーを身近に感じてもらうとともに、燃料電池自動車の環境面・防災面の有用性について啓発しました。



燃料電池自動車の展示及び外部給電の様子

ウ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進

本市における水素エネルギーの利活用を推進するため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置費補助を実施し、令和6年度は236件に補助を行いました。

2 気候変動によるリスクへの備えを推進する

(1) 暑熱への影響に対する適応の推進

気候変動による気温上昇により増加が懸念される熱中症の発生や重症化を防ぐため、熱中症の予防方法・対処方法の啓発や水を活用した暑熱対策の普及啓発などにより、暑熱への影響に対する適応を推進します。

また、ヒートアイランド対策を推進するため、緑の保全・創出の推進や都市活動における人工排熱の低減、コンクリート建築物による熱放射の低減などを推進します。

このほか、気候変動について考える契機とするため、市街地において気温測定を実施し、啓発を行います。

ア 热中症予防方法等の普及啓発

各区保健センターや各消防署等で熱中症予防のポスター掲示やリーフレットの配布を行いました。また、市公式ウェブサイト及びSNS等による広報の実施や熱中症警戒アラート発表時の情報発信、毎年4月に市内全世帯へ配布する「なごや健康ガイド」への熱中症予防に関する情報の掲載、テレビ番組や情報誌を活用した熱中症予防広報の普及啓発を行いました。

保育所、児童相談所等に対しては、リーフレットの配布、また、名古屋市立の学校及び幼稚園に対しては、「酷暑期における児童生徒および園児の健康管理について」、「熱中症事故の防止について」を発出し注意喚起を行うとともに、予防及び対処法について、リーフレット、ポスター、マニュアル等を活用した啓発活動を行いました。

また、熱中症予防のため市民が外の暑さを避け一時的に休息できる場所として、「一時的避暑スポット」を設置しました。



イ 水を活用した暑熱対策の推進

(ア) 涌水を活用したヒートアイランド現象緩和のための実証実験

地下鉄川名駅の湧水を川名公園南側の歩道の舗装部材内に送水することで、ヒートアイランド現象の緩和を図る実証実験を行っています。

(イ) ミストを体感する機会の提供

水道水を細かな霧状にして噴霧することで、涼しい空間を作り出すミスト発生器をイベント等で設置し、その効果を体感する機会を提供しています。

ウ 人工排熱の低減

民間再開発事業施行者に対し、新規開発する建物が名古屋市建築物環境配慮制度(CASBEE名古屋)に基づく格付けでAランク以上となるよう、補助事業の実施などを通じて断熱性能の向上などによる建築物の省エネルギー化を促進しています。

エ 市街地における気温測定

ヒートアイランド現象への対応等について考える契機とするため市役所西庁舎前において、気温測定を行いました。

〈すでに紹介した事業（再掲）〉

- ・名古屋打ち水大作戦（93ページ参照）
- ・各論第4章-2-（1）「緑の保全・創出の推進」に掲げる事業（85ページ参照）

（2）自然災害への影響に対する適応の推進

気候変動により頻発化・激甚化が懸念される水害による被害を防止・軽減するため、まちづくりと治水との整合をはかることや河川や下水道などの整備による、治水安全度の向上の推進や雨水流出抑制の推進、市民の自助・共助への支援などにより、自然災害への影響に対する適応を推進します。

また、災害による停電の影響を低減させるため、再生可能エネルギーなどを活用したエネルギー供給源の多様化及び自立・分散型エネルギーの導入を推進します。

ア 大雨に強い都市基盤整備の推進

（ア）河川の整備

浸水被害の軽減を図るため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川整備を実施しました。

（イ）ため池の改良

平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐため、設計及び改良を実施しました。

（ウ）下水道による浸水対策事業

名古屋市総合排水計画に基づき、1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対して床上浸水をおおむね解消することを目指し、下水道施設整備を進めています。

（エ）ポンプ施設の更新・整備

ポンプ施設の計画的な維持管理のため、設備の特性に応じた時期に更新・整備を実施しました。

〈すでに紹介した事業〉

- ・雨水流出抑制の推進（92ページ参照）

イ 地域における防災対策の強化

(ア) 地区防災カルテを活用した防災活動の推進

地形や災害リスクなどの地域特性や地域における防災活動の状況など、地域防災に関する各種情報を整理した「地区防災カルテ」を活用し、よりきめ細かな防災活動を推進しました。

(イ) 地域防災マネジメント事業の推進

家庭及び自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と支援を実施しました。

(ウ) 防災安心まちづくり事業の推進

防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参加型の防火防災活動の展開や、地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進しました。

(エ) 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援

所管局が開催する集団指導などの機会や、避難確保計画作成支援システムを活用し、対象施設へ計画作成に係る周知・啓発を実施しました。

ウ 防災意識向上に向けた啓発

(ア) 防災意識向上に向けた啓発

市民の防災意識向上を図り、災害に対する備えを促進するため、総合防災訓練や港防災センターにおける展示等により防災知識の普及啓発を実施しています。

(イ) 学校における防災教育

現在、各学校において防災教育で使用している「なごやっ子防災ノート」は、学校だけでなく家庭においても、話し合ったことや大切な事柄を児童生徒が自分なりにまとめることができるよう構成されています。防災について指導する際に、「マイ・タイムライン」の趣旨を踏まえながら、より実践的で具体的な避難行動について、児童生徒が意識することができるよう、発達段階や学校の状況等に応じて指導をし、引き続き防災教育の充実を図りました。



なごやっ子防災ノート

エ 水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成

平成27年の水防法改正に伴う想定し得る最大規模の風水害（洪水、内水氾濫、高潮）に加え、地震、津波、ため池氾濫などすべての災害を掲載したハザードマップと、防災情報や日ごろからの備えなどを掲載した防災ガイドブックを一つの冊子にまとめた「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を防災訓練での啓発をはじめ、メディアやSNSの活用、市政出前トークなど、様々な取り組みを通じて周知啓発を実施しました。

オ 災害時の情報収集・伝達手段の充実

(ア) 災害時の情報収集・伝達手段の充実

過去の豪雨による浸水実績図の公表や降雨・河川水位・ポンプ運転状況などの提供を実施し、災害時の情報については、国や県などの関係機関と連携し、共有を図っています。

また、地下街等が発達し、内水氾濫によって相当な損害が生じる恐れがある名古屋駅周辺区域において、下水道の水位を計測し、避難や水防活動に必要な水位情報を地下街管理者等へ周知するシステムを運用しています。

(イ) 道路・河川等の防災情報の収集・提供

台風や大雨時に、道路や河川などにおける危険箇所の状況把握のため、設置しているカメラの画像情報を提供するシステムを運用しています。

カ 再生可能エネルギーなどによる災害時におけるエネルギーの確保の推進

〈すでに紹介した事業（再掲）〉

- ・住宅等の脱炭素化促進（103ページ参照）
- ・水素エネルギーの利活用の推進（106ページ参照）

(3) 感染症への影響に対する適応の推進

関係性は明らかになっていないものの、気候変動による気温の上昇や降水量などの変化は、蚊などの節足動物の分布域を変化させ、節足動物が媒介する感染症などのリスクを増加させる可能性が懸念されているため、蚊の捕集によるウイルス保有調査や防除運動を実施するなど、感染症への影響に対する適応を推進します。

ア 感染症媒介蚊対策

蚊の活動が盛んになり始める6月、7月を蚊防除運動期間と定め、町内掲示板へのポスター掲示等により運動の呼びかけを行うとともに、市公式ウェブサイトや広報なごやを活用した広報を実施するなど、蚊を発生させない環境づくりを目標とした運動を全市的に展開しました。

また、5月から10月にかけ、市内8地点における蚊の生息密度及びウイルス保有状況を調査しました。その結果、合計で1,912頭の蚊が捕集されましたが、病原ウイルス（デングウイルス、チクングニアウイルス、ウエストナイルウイルス、ジカウイルス）の検査結果はすべて陰性でした。

イ 感染症発生動向調査事業

感染症発生情報として、全数報告対象感染症及び定点報告対象感染症を把握するとともに、結果を市民や医療機関へ迅速に提供・公開するため、定例記者クラブ発表を毎月実施しています。

ウ 衛生研究所での調査研究・情報提供

蚊、ダニ等が媒介する新興・再興感染症に関する調査研究を行っています。

また、感染症対策の情報収集機関として名古屋市感染症情報センターを運営し、市公式ウェブサイトなどに最新情報を提供しています。

令和6年度は、市内3地点で人おとり法及びオビトラップにより蚊の生息状況調査を、市内17地点で旗振り法によりマダニの生息状況調査を実施しました。

また、各種調査結果をまとめて、市公式ウェブサイトなどで情報提供し、啓発活動を行いました。

2050年カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策計画の改定など、脱炭素社会に向けた国の動きを踏まえ、本市においてもさらなる地球温暖化対策を推進するために、「2050年カーボンニュートラル」の実現にチャレンジすべく、2030年度（令和12年度）までの削減目標等を示す実行計画を令和6年3月に策定しています。

この計画では、「低炭素都市2050なごや戦略」の理念を踏まえつつ、目標達成に向けて2030年度までに取組む9つの大きな施策を掲げています。

また、これまでの温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」の取り組みに加え、地球温暖化の影響による被害を防止または軽減する「適応」についても両輪として進めることで、脱炭素で快適な都市の実現をめざしています。

- ・目標年度：2030年度（令和12年度）
- ・削減目標：2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比（平成25年度比）52%削減する
- ・導入目標：2030年度に太陽光発電を49万kw（2019年度比（令和元年度比）約2倍）導入する

主な内容

2030年までの取組方針

- 1 市民生活・事業活動に伴うエネルギーを減らす、創る、貯める取り組みを推進する。
- 2 環境と経済の好循環を生み出し、グリーントランジフォーメーション（GX）につながる取り組みを推進する。
- 3 自然共生、水循環、防災等の課題の同時解決につなげる。

2030年までの施策

- 施策1 脱炭素型で自然を活かしたまちづくり
- 施策2 モビリティ（交通・移動）の転換
- 施策3 住宅・建築物の脱炭素化の促進
- 施策4 脱炭素型ビジネススタイルとイノベーションの促進
- 施策5 再生可能エネルギーの普及拡大
- 施策6 水素エネルギーの普及拡大
- 施策7 行動する人づくり・パートナーシップの推進
- 施策8 市役所自らの取り組み
- 施策9 気候変動の影響への適応

緩和とは？ 適応とは？

原因を少なく

2つの 気候変動対策

影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）「気候変動適応とは」